

品川区里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱

制定 令和6年10月1日区長決定

要綱第374号

（趣旨）

第1条 この要綱は、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、里親への児童の委託等を推進するため、社会の制度理解を深める等里親制度の普及啓発を積極的に行うとともに、里親に対する相談、支援等を総合的に実施する品川区里親養育包括支援（フォスタリング）事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、区とする。ただし、事業の遂行に必要な知識および経験があり、次条に規定する事業内容を適切に実施することができることと区が認めた者に、事業の一部または全部を委託して実施することができることとする。

（事業内容）

第3条 この要綱に基づき実施する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 里親制度等普及促進・リクルート事業
- (2) 里親等研修・トレーニング事業
- (3) 里親等委託推進事業
- (4) 里親訪問等支援事業
- (5) 養育家庭等自立支援強化事業
- (6) 養子縁組に関する相談・支援事業

（里親制度等普及促進・リクルート事業）

第4条 前条第1号に掲げる里親制度等普及促進・リクルート事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 新規里親個別相談会の実施
- (2) 養育体験発表会の実施
- (3) 里親経験者または養親による講演会、里親制度等の説明会の実施
- (4) リーフレット等の作成、配布等による広報活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、里親制度等の社会への普及啓発および里親登録拡大に向けた事業の企画、立案、実施等

（里親等研修・トレーニング事業）

第5条 第3条第2号に掲げる里親等研修・トレーニング事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる里親研修の実施

- ア 新規登録研修
- イ 登録後研修
- ウ 登録更新時研修
- エ 受託後研修
- オ 専門養育家庭研修
- カ 乳児委託研修
- キ フォローアップ研修
- ク 養育状況、児童の年代等に即したスキルアップにつながる研修

(2) 個々の家庭の状況および課題に応じたトレーニングの実施

(里親等委託推進事業)

第6条 第3条第3号に掲げる里親等委託推進事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 里親の新規登録および更新登録に係る児童相談所での来所対応、家庭訪問、里親調査書等その他必要な手続に係る支援の実施
- (2) 里親と児童のマッチング支援
- (3) 里親に委託する予定の児童を担当する児童福祉司と協働した児童の自立支援計画書の作成
- (4) 一時保護委託の支援
- (5) 里親委託等推進委員会の運営
- (6) 里親のしおりの作成
- (7) 里親に対する養育情報の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、児童の育成にとって最適な養育環境となることを目的とした委託の促進に係る手続の実施

(里親訪問等支援事業)

第7条 第3条第4号に掲げる里親訪問等支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 来所または電話による相談支援
- (2) 訪問または電話によるカウンセリングおよび同行支援
- (3) 委託中の里親への家事、養育援助、生活援助等の相互援助活動の実施
- (4) 未委託家庭への定期巡回訪問
- (5) 区の子育て支援サービスおよび児童相談所が行う子育て支援プログラムに関する案内および関係機関との利用調整
- (6) 里親および養子縁組成立後の養親等の相互交流
- (7) 児童養護施設等に入所している児童と未委託里親の交流
- (8) 親子の再統合に向けた面会交流支援

(9) 品川区里親に対するレスパイト・ケア事業実施要綱（令和6年10月1日要綱第350号）に定めるレスパイト・ケアの実施の利用受付および連絡調整

(10) 里親子応援ミーティングの運営

(11) 前各号に掲げるもののほか、里親の負担を軽減し、児童への適切な養育を確保するための企画立案および支援の実施
（養育家庭等自立支援強化事業）

第8条 第3条第5号に掲げる養育家庭等自立支援強化事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童の進学支援、就労支援等に関する里親家庭への情報提供および相談援助

(2) 個別対応が必要な児童に対する再進学支援または就労支援等

(3) 自立により委託解除となった児童に関する訪問支援および社会資源を活用した支援の実施

(4) 関係機関との連携

(5) 前各号に掲げるもののほか、児童等の自立に資する支援の実施
（養子縁組に関する相談・支援事業）

第9条 第3条第6号に掲げる養子縁組に関する相談・支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 養子縁組成立後の児童および養親に対する支援の実施

(2) 東京都新生児委託推進事業（東京都新生児委託推進事業実施要綱（平成29年3月22日付28福保子育第2569号）に基づく事業をいう。）の利用に係る支援の実施

（秘密の保持）

第11条 区長は、事業に携わる者に対し、事業の実施上知り得た児童または里親家庭に関する秘密を漏らすことのないように保持させなければならない。事業の終了後も、また、同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、児童相談所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。